

使用許諾条件書

本文は、チエル株式会社が提供するソフトウェア「InterCLASS Advance Light」（以下「本ソフトウェア」）をお客様にご使用いただく前提条件を記載したものです。ご使用のお申込みにあたっては、本文にご同意いただくこととなります。本文にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアを使用せず、破棄またはアンインストール等による完全除去を行ってください。本ソフトウェアをご使用された場合には、本文に同意したものとみなされます。

第1条（使用許諾等）

弊社は、お客様が本文に同意し遵守されることを条件として、本ソフトウェアを日本国内で使用する非独占使用権をお客様に許諾いたします。

第2条（権利の留保）

弊社は、本ソフトウェアまたは第三者に関する著作権その他一切の知的所有権をお客様に譲渡するものではありません。弊社は、本文においてお客様に対し明示的に付与する権利を除くすべての権利を留保するものとします。

第3条（禁止事項）

- 本使用許諾に関連し、お客様が以下の各号の行為を行うことを禁止いたします。
 - 本ソフトウェアをバックアップの目的以外で複製すること
 - 本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング（逆アセンブル等）・解析・翻訳・翻案等
 - 有償・無償を問わず、本ソフトウェアを第三者へ再使用許諾すること
 - 本ソフトウェアまたは複製物（本条第1号の目的で複製したか否かを問わない）を貸与・レンタルに類する行為、または中古取引をすること
 - 本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること
- 前項各号のいずれかに該当する違反がある場合、弊社は、本ソフトウェアの使用停止、契約拒否、返還請求その他弊社が必要と認める措置を行うことができるものとします。使用停止措置をとった場合に発生した直接的、間接的その他すべての損害について、弊社は一切責任を負いません。

第4条（有効期間）

- 本文の効力は、お客様が本ソフトウェアを使用するための所定の手続きを完了した時点から、弊社が納品時に製品ごとに定める期間に限り効力を有するものとします。
- 弊社は、営業上・技術上その他の理由により、本ソフトウェアの供給を終了することがあります。この場合、弊社は相当の予告期間をもって、お客様に対し、ウェブサイト掲載その他の方法により通知するものとします。
- お客様が、本文のいずれかの条項に違反した場合、または弊社の著作権その他の知的所有権を侵害した場合には、弊社はお客様への使用許諾を解除することができます。

第5条（保証範囲）

- 弊社は、お客様の本ソフトウェアの利用を、第3条第1項および本条第2項により定める場合を除き、有効期間に限り保証するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する不具合は、保証の対象外となります。
 - 本製品が無償版（試用サービス期間）である場合
 - お客様の使用環境または端末に起因する場合
 - その他、弊社の責に帰すべき事由によらない場合
- お客様は、本ソフトウェアを自己の責任において使用するものとします。また、弊社は、本条以外には、本ソフトウェアに関して一切の保証責任または瑕疵担保責任を負わないものとします。
- 弊社は、本ソフトウェアのプログラムに誤り（バグ）があることを弊社が確認し、本ソフトウェアの有効期間中に弊社が当該誤り（バグ）を修正した場合には、お客様に対し修正したソフトウェアまたは修正に関連する情報を提供します。ただし、修正したソフトウェアまたは修正に関連する情報を提供することの要否・時期および提供手段等については、弊社にて定めさせていただきます。修正したソフトウェアにも本文が適用されるものとします。
- 弊社は、弊社に帰責事由がある場合には、お客様またはその他の第三者に対し、損害賠償責任を負います。その場合において、弊社に故意または重過失がある場合を除き、賠償額の上限はお客様が実際に支払った金額を限度とします。ただ

し、本ソフトウェアの代金相当額の価格が判明しない場合は、本ソフトウェアと同等製品における標準価格相当額を賠償額の上限とします。

第6条（サポートサービス）

1. 弊社は、弊社所定のユーザー申請書を提出したお客様に対し、本ソフトウェアに関する弊社所定のユーザーサポートを提供します。サポートサービスの内容は、本ソフトウェアの最新版および技術サポートの提供となります。
2. お客様は、前項記載のユーザー申請書の内容に変更が生じた際には、弊社に対し遅滞なく届け出るものとします。
3. 弊社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - ① ユーザー申請書を提出していないお客様
 - ② ユーザー申請書の内容の変更届け出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - ③ 第3条（禁止事項）に該当する、もしくは該当する懸念があると弊社が判断したお客様
 - ④ 本ソフトウェアの契約が有効期間にないお客様
 - ⑤ サポート対象外となっているバージョンの本ソフトウェアを使用しているお客様
 - ⑥ 本ソフトウェアを弊社が対応外としているオペレーティングシステム上で使用しているお客様
 - ⑦ 日本語以外の言語にてお問い合わせをされたお客様
 - ⑧ 日本国外への電話発信を要するサポートサービスを望まれるお客様
4. 弊社は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - ① システムの緊急保守を行うとき
 - ② 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
 - ③ 天災又はこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - ④ 上記以外の緊急事態により、弊社がシステムを停止する必要があると判断するとき

第7条（責任制限）

1. 弊社は、お客様が本ソフトウェアを使用したこと、本ソフトウェアを使用できないこと、データその他情報が消失、滅失または棄損したこと、その他に起因してお客様に生じたいかなる損害も責任を負いません。
2. お客様が弊社または購入元等の第三者に損害を与えた場合、お客様は自己の費用負担と責任において賠償するものとし、弊社に対しいかなる補償・補填も請求しえないものとします。
3. 本ソフトウェアの使用に関してお客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様の責任において当該紛争を解決するものとし、弊社に対し、仲裁、調停その他いかなる解決手段も提起しないものとします。また、かかる紛争に関連して、お客様の故意または重過失により弊社が当該第三者への賠償その他の費用（弁護士費用を含みます。）を支弁した場合、弊社はお客様に対し、当該損害額について求償できるものとします。
4. 前三項の規定にかかわらず、弊社がお客様に対して損害を与えた場合、弊社に故意または重過失がある場合に限り、その通常損害についてのみ、当該損害賠償の原因となった事実の発生12カ月間においてお客様が現実に支払った本製品のライセンス料金の合計額を限度として、損害賠償する責任を負うものとします。

第8条（反社会的勢力等の排除）

お客様及び弊社は、暴力団、暴力団員またはこれに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」といいます）と社会的に非難されるべき何らかの関係・交流（反社会的勢力等に対する資金提供もしくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持または運営に協力または関与することを含む）を有していないこと、さらに、将来においても反社会的勢力等とかかる関係・交流を持たないことを表明保証します。

第9条（その他）

1. 本文は日本法に従って解釈されるものとします。
2. 弊社は、本使用許諾の条件について、法規の訂正または弊社の事情によって随時変更することがあります。変更は、弊社のウェブサイトに公表します。本使用許諾の変更後にお客様が本ソフトウェアをご使用になる場合、お客様は変更後の本使用許諾の条件に同意したものとみなされます。
3. 本ソフトウェアおよび本文に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。